

招集告示年月日		平成 28 年 9 月 5 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 28 年 9 月 12 日午前 10 時 00 分			閉会	平成 28 年 9 月 16 日午前 11 時 32 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸義昭	応・出	8 番	津端眞一	応・出	
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出	
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出	
	4 番	風巻光明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩田稔	応・出	12 番	吉野徹	応・出	
	6 番	栗原洋子	応・出	13 番	桑原悠	不応・欠	
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出	
地方自治 法第 121 条の規定 により説 明のため 出席した 者の職・氏 名（出席 者：○印）	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村憲司	○	税務町民課長	上村栄一	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長	江村善文	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員会長	涌井直		教育委員会教育次長	清水修	○	
	監査委員	中島豊	○	会計管理者	桑原松洋	○	
	総務課長	根津和博	○	病院事務長	桑原次郎	○	
	福祉保健課長	高橋秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	村山詳吾	班長	小林武	
会議録署名議員		4 番	風巻光明		11 番	藤ノ木浩子	

日程第 1	}	認定第 1 号	平成27年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2		認定第 2 号	平成27年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3		認定第 3 号	平成27年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4		認定第 4 号	平成27年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5		認定第 5 号	平成27年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6		認定第 6 号	平成27年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7		認定第 7 号	平成27年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8		認定第 8 号	平成27年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9		報告第 3 号	健全化判断比率の報告について
日程第10		報告第 4 号	資金不足比率の報告について
日程第11		発議案第 4 号	津南町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出について
日程第12		発議案第 5 号	「介護離職者ゼロ」に逆行する、さらなる介護保険の負担と介護保険給付外しに反対する意見書の提出について
日程第13		請願第 2 号	免税軽油制度の継続を求める請願書
日程第14		発議案第 6 号	免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
日程第15		陳情第 3 号	「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情
日程第16		発議案第 7 号	学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について
日程第17		陳情第 4 号	新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する陳情
日程第18		発議案第 8 号	新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書の提出について
日程第19			議員派遣の件について
日程第20		委員会の閉会中の継続調査及び審査について	

議長の開議宣告

議長（草津 進）

本日の欠席届出者は（13番）桑原悠議員です。

これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

認定第1号 平成27年度津南町一般会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 2

認定第2号 平成27年度津南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 3

認定第3号 平成27年度津南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 4

認定第4号 平成27年度津南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 5

認定第5号 平成27年度津南町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 6

認定第6号 平成27年度津南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 7

認定第7号 平成27年度津南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 8

認定第8号 平成27年度津南町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

議長（草津 進）

認定第1号から認定第8号まで、一括議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

(4番) 風巻光明

先日、合同常任委員会で質疑をしたのですが、後ほど回答するというのと、それから、回答が明快でなかったために大変申し訳ありませんが、この場で質疑をさせていただきます。なお、この質疑に対しては、本来であれば予算時質疑するべきところを決算時になってしまったということについては、お詫び申し上げたいと思います。その質疑は国民健康保険特別会計でございます。二つほど質疑いたしました。一つは、毎年一般会計から一億二、三千万円の繰入れをしているのに対して毎年繰越金が1億円以上出ていると。ほかの特別会計は多くても大体1,000万円くらいなのですがけれども、国保会計というのはこういった特質のものかどうかということについてお伺いしましたが、「これは後ほど回答する。」ということでございました。もう一つは、「クアハウス津南」の…項目を忘れたのですがけれども、国保会計から「クアハウス津南」にインストラクターの費用を300万円以上支出しています。それともう一つは、「クアハウス津南」のプールの使用料を200万円以上支出しています。後期高齢者がいたり、いわゆる社会保険の方も「クアハウス津南」に行ったりしているなかで国保会計から支出するのが妥当なものかどうかということと、町の一般財産に対してプールの使用料は200万円「クアハウス津南」に支出しているのかということの明快な回答がいただけなかったので、大変申し訳ございませんが、この場でもう一度答弁をお願いしたいと思っています。よろしく申し上げます。

福祉保健課長（高橋秀幸）

風巻議員の御質疑に回答したいと思います。まず、国民健康保険特別会計の繰越金が毎年度1億円ちょっと多くなっているということでございます。国保会計につきましては、要するに医療費の発生によって、その財政状況に非常に影響があるということでございます。医療費の給付につきましては、年度が3月から2月ベースということでございまして、2月の医療給付費の状況につきましては、年度をまたぎまして4月中旬頃にならないと数字が確定しないという状況でございます。それに対しまして一般会計からの繰入れを赤字繰入れということで、27年度であれば5,000万円ほど繰入れをしておるわけでありまして。本来、年度末でその医療費が確定したのであれば、医療費の不足分の一般会計からの赤字繰入れ分を調べまして、赤字繰入れがこれだけ、予算どおり多いとか少ないとかという判断ができるわけなのでございます。ただ、今言ったように3月・2月ベースで、2月の医療費に掛かった分が年度をまたぐということで、繰入れにつきましては年度末で締めなきゃならないという状況がございまして、そこまでの判断ができず、予算どおりの繰入れを行っている状況でございます。その結果、その年度の医療費が見込みより少ない場合は、全体として歳入のほうが上回ってしまうということで歳入差引額が多くなってしまっている状況になっております。過去の実質収支につきましては、23年度は7,000万円ほどですし、24年度は8,600万円ということになっております。25年度以降は1億円を超えている部分があります。そこら辺は見極めが非常に難しい状況でございます。医療費というのは予想がつかない部分がありますので、その年度によって非常に突出することがございます。そこら辺がありますので、なかなか見極めができませんけれども、今後、

もう一度その年の医療費の状況等を精査したなかで年度末にその赤字繰入額を予算どおり入れるかどうかという判断、あるいは基金繰入が必要かどうかというような判断をこれからして行って、なるべく繰越額を少なくしたいと思っております。それから、「クアハウス津南」の関係でございます。水中運動は町の事業でございますので、その分「クアハウス津南」を使うということで、アシスタント・インストラクターの委託料、施設使用料ということで支払いをしております。施設使用料につきましては、「クアハウス津南」の施設を、その間町の水中運動でほかのお客様が使用できないという状況になりますので、その分の施設使用料を指定管理者にお支払いをしていると。アシスタント・インストラクターについては、委託料ということでそれぞれの方にお支払いをしているという状況でございます。以上です。

(11 番) 藤ノ木浩子

3点お伺いいたします。1点は、これも合同常任委員会の際に聞けばよかったのですが、財産の調書の中で指定管理者がどれなのかというのが分かるように区分してあるのかどうか、教えてもらいたいのです。もしそうでなければ、指定管理者がどれかというのをチェックを入れてもらいたいなという気がしていますが、いかがでしょうか。

それから、総務課長に1点なのですが、町民の税金であるこの予算が地域内でどのくらい循環しているか。地域にお金が落ちているのかというのを課ごとに出せないものでしょうか。例えば総務課であれば、地域で買い物をした。必要なものを買ったのは何%くらいだというようなものが出ないかどうか、お聞きしたいのです。

それから、福祉保健課長に1点なのですが、町長はどう思っているかをお伺いしたいのです。介護保険の件です。27年の8月から入所に関して利用料を2割にすること、それから、「食費・居住費の補足給付の対象者を定めるために役場に入る本人の財産と配偶者の財産を全部持って来て、役場でコピーをしますから、その財産全てを見て判断させていただきます」というのが出来上がりました。私、実は経験をして、非常にこれはプライバシーがあったものではないと。職員の方はそれを任務としてやっているかもしれないのですが、例えば町長があつた施設に入る。家族がその手続きをするために、町長はお金をいっぱい持っているでしょうから、その財産を全部見せない。コピーをしますよという作業があるわけです。それはお金があるなしに関わらず通帳や定期、有価証券、そういったものを役場の窓口を持って来てコピーするという行為自体は、私はおかしいのではないかと思います。町長はどう思いますか。

総務課長 (根津和博)

1点目の指定管理者の関係でございますけれども、財産に関する調書では、指定管理者がどこかというのは分かりません。今後、指定管理者がどこかというのは、別表か何かでお示しさせていただきたいと思っております。あと2点目の、予算がどれくらい地域に落ちているかという話でございますが、相当難しいものだと思います。どうやってそれを調べるか、今後検討させていただければと思います。工事請負費とか地域内の業者が落札するのであれば、分かりやすく把握できるものもございまして、地域の方がお買い物をし

て、それがどうのこうのというのはちょっと…どういう方法で調べられるか、今後検討を要させていただきたいと思います。

町長（上村憲司）

余り具体的な手続き、あるいは数字上の事々については、私は詳細を存じておりませんので、補足があれば担当課長から補足をさせます。今ほどの議員の質疑の趣旨という意味においては、我が国において今時、極めて社会保障費の増大というものが膨大なものになってきておる現状であります。そうしたなかで御案内のとおり生活保護費等々の支給額も毎年史上最高額を大幅に更新し続けておるという実態がございます。そういうなかで本当に必要な方々にしっかりとした施策・手当が行き届くということのために、ある程度綿密、あるいはしっかりとした状況把握というものがなければ、公正・適正に、あるいは適切にそうした施策というものを実施することが難しくなりはしないのかというおそれ・不安というのは、等しく抱いておるのが現状ではないかというように思っております。そのときに、どこまで個人のそうしたものに、あるいは資産だけではなくて、議員が慮るように個人の尊厳にまで立ち入るといようなことが許されるかどうかということについては、極めて慎重な取り扱いが望まれるというように理解をいたしております。もし、私どもの町の窓口において一法の求めに従うことは無論でありますけれども、それとは別に窓口の対応等で一個人の尊厳を負傷するといようなことが行われているような事実があるとすれば、それは徹底的に改めさせます。また、もう蛇足になりますけれども、私の財産だとかそういったものは、全て毎年公表しております。コピーも取られております。以上であります。

（11番）藤ノ木浩子

総務課長に先ほどの地域内循環のことですが、細かなことなのですが、例えばコピー用紙や敬老式に町内から買っているか、そういう必要なものが町内で、この役場できちんと買われているかというようなところで、小さい所からでもやはりどのくらい…みんな十日町やパソコンでよそから買っているのかどうかという点も含めて、そこら辺を出していただけたらと思います。それから介護の件なのですが、誤解されると（困りますが）、職員の方は、その仕事をそういうふうに決まったからそういうふうに行っていると思うのです。別に間違っただけをしているというわけではないのですが、その行為そのものが私はおかしいのではないかと思います。だから、例えば財産の提示を拒否したらどうなるのですか。もし、「私はそんなことは嫌です。」というふうに拒否したら施設に入れなくなるのでしょうか。どうでしょう。

議長（草津 進）

若干、決算に関する質疑からずれるかと思いますがけれども、よろしかったら答弁をいただきます。

総務課長（根津和博）

1点目の御質疑にお答えします。各種支払につきましては、財務会計システムでやっておりまして、支払先が分かるようになっておりますので、それを洗い出して町内・町外と分けることは可能かと思えます。

福祉保健課長（高橋秀幸）

藤ノ木議員の御質疑の趣旨は分かりますが、我々としては、そういった資産を調査するというようお願いをするわけで、それで拒否される…今まではないわけですがけれども、将来的にそういったケースが出てきた場合はどうするかということについては、それは個別事案としてまた対応していかなければならないと思えますし、我々としましては、決められている以上、そこをきちんとやっていくしかないのかなということです。藤ノ木議員のおっしゃることも分かりますけれども、介護保険制度が、これだけ要介護認定者が増えまして、サービスを受ける人が増えて国のほうも財政状況が非常に圧迫されているというなかでの措置ということで、ある程度選別をしていくという国の方針には従っていくしかないというふうには思っています。

（11番）藤ノ木浩子

私はおかしいと思うので、そういった声を、やはりそれが決まりだから当たり前だと思ってやっているかもしれないけれども、財産を窓口でコピーする…銀行にもそんな「全部財産を持って来い。」なんていう、そんな行為というのは、私は聞いたことがないのですが、やはりこれはおかしいということは、国にも上げていただきたいなというふうに思っています。もう1点は、「もし拒否したら、そのときに対応する。」ということなのですが、例えば今、「全財産です。」と言って持って来た。でも、それが本当かどうかというのは、銀行にも確認するのですか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

国の方針と言いますか、国のほうでは「たんす預金、そういったものまで全部含めなさい。」ということによっておりますので、そこをどのように確認するのかというのはありますけれども、そこら辺は、例えば窓口にみえられた方で、それを提示された場合、それをまた更に金融機関に、これは本当かどうかということで確認をすることは今はやっておりません。来たものを見せてもらってコピーして、それで手続きは終わりということでございます。もし、そういった虚偽に申請をした場合は、当然罰則があるというふうに理解しております。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行ないます。

認定第1号について討論を行ないます。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

(6番) 栗原洋子

平成 27 年度一般会計決算に対し反対の意見を申し上げます。

一つは、町立津南病院は最優先課題です。町民の命と健康を守ってほしいと提出をしました住民署名の重みを忘れないでいただきたいです。何よりも看護師確保が最優先です。しかし、決算の中には、その取組姿勢が見えません。「ニュー・グリーンピア津南」に経営陣を送り込んだ責任の重大さ、リフト架け替えに関わる財源問題、スキー場の経営変更など多くの人たちに混乱を与えました。3年に一度の「大地の芸術祭」に巨額の経費を次々に投入するなど町政に対する姿勢は、人口減少対策や若者の定住、域内所得向上、町民一人一人の暮らしが豊かになる施策とは程遠く、町民の福祉と暮らし最優先の施策ではありません。昨年9月19日、国民の多くの声を無視して成立した安全保障関連法は、町民の命と暮らしに関わる重大な法律です。TPPも町の存亡と暮らしに関わる問題です。原発も事故あるときは、町の農業が多大な被害を受け、私たち町民の暮らしも脅かす危険なものがあります。これら町民の命と暮らしに関わる重大な事項に対し、今まで町長は反対の姿勢を明確に表明していません。国の言いなりではなく、住民福祉の増進という自治体本来の役割を果たし、町民の命と暮らしを守る防波堤になることを心から願い、反対の討論いたします。

議長（草津 進）

次に賛成の方の発言を許します。

(3番) 石田タマエ

賛成の立場で討論いたします。

平成 27 年度は、町制施行 60 周年の年であり、各種記念行事の実施や「大地の芸術祭」を通して町内外の人の動きが活発な年となりました。また、津南町まち・ひと・しごと創生総合戦略と津南町人口ビジョンの策定とともに第 5 次津南町総合振興計画後期基本計画を策定して町制 60 年を節目とした新たなスタートの年となりました。財政面においては、歳入 78 億 9,988 万 2,000 円、歳出 74 億 2,555 万 2,000 円と、歳入歳出ともに前年比増額となりました。地方交付税が、対前年比 1 億 7,099 万 1,000 円の増額、国庫支出金 1 億 5,342 万 3,000 円の増は、財政運営に大きく影響を及ぼしています。また、自主財源の柱となる町税が 332 万円の増額や寄附金の 1 億 6,228 万円の大増額により、わずかではありませんが、自主財源比率が向上したことは評価できます。強くてどこよりもやさしい町づくり実現のために、強い町づくりでは、津南町認証米作付け補助の継続や多面的機能支払交付金事業を通して協働活用による農地の維持を推進してきました。また、ジオパーク認定を受けてガイド養成等を積極的に実施し、ふるさと津南を誇りに思い、自信を持って発信できる機運が高まってきたところです。併せて、3年に一度の「大地の芸術祭」の実施により、入込み客が増加し、広く津南の魅力を発信できた年となりました。また、このことが寄附金が大幅に増額したことへとつながったことも否めません。一方、やさしい町づくり

においては、健康づくりの啓発に努めるとともに医療費助成等の各種助成制度を継続実施し、町民の健康寿命の延伸を図ってきました。このことにより、国庫調整交付金の1人当たり交付額が平成26年度県内9位から平成27年度は新潟県トップとなったことは、これらの取組の成果と大きく評価ができます。また、子育て支援では、ひまわり保育園の増築が完成し、未満児での入所希望ニーズに応えることができました。教育振興では、特別支援が必要な児童・生徒に対しての職員配置や通学支援を継続し、誰でもが安心して学べる環境を整えてきました。ふるさと津南に誇りを持ち、いつまでも安心して住み続けられる町づくりをめざし、あらゆるものの育みを通して「どこよりも強くてやさしい町」の実現を望んで、賛成討論といたします。

議長（草津 進）

次に原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第1号について採決いたします。

認定第1号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、認定第1号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第2号について、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（11番）藤ノ木浩子

国民健康保険特別会計の決算の認定に当たりまして、反対討論を行います。

今、全国で高い国保料が大問題となっております。併せて滞納者が増加し、そのために行政による差押えという処分が広がっています。津南町の国保料は、上村町政となってから3年連続の値上げが行なわれ、1人当たりの平均国保料は、2011年の7万4,500円から9万3,300円にまで引き上げられました。27年度は、ようやく国保料の据置きとなりましたが、国保加入者の状況は当局も十分に認識されているように高齢者が多いこと、低所得者も多く、財政基盤がぜい弱といった問題があることから、財政的にも一般会計から法定外繰入れも行わなければ維持できないのも事実であります。しかし、今年度は歳入歳出差額は、1億700万円が残っております。低所得者が多く加入している国保に対しては、年々削減されている国庫補助を増やすことが強く求められています。国保の都道府県化が進められているそのなかで政府は27年、低所得者対策として保険者支援制度の拡充、約1,700億円を投入いたしました。津南町には、国・県・町の負担も含め前年度よりも1,270万円が増額され、1,895万6,000円が計上されています。町は、法定外繰入れを前年度よりも

1,000万円減らし5,000万円とし、更に基金として2,000万円が積み立てられています。私は、少しでも住民負担を軽減するために一般会計からの繰入れを減らすのではなく、国からの財政支援を全額保険料の引下げに活用すべきだったと思っています。一般会計からの繰入れを減らさず、増額したのは1,270万円ですが、財政支援の約1,800万円を活用すれば、1世帯1万円の保険料引下げが可能ではないでしょうか。住民の暮らしに寄り添った国民健康保険を進めていただきたいことを申し上げて、討論を終わります。

議長（草津 進）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第2号について採決いたします。

認定第2号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、認定第2号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第3号について、討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第3号について採決いたします。

認定第3号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第3号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第4号について、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（11番）藤ノ木浩子

介護保険特別会計決算の認定にあたりまして反対討論を行います。

2000年、介護保険制度が導入されるにあたり「介護の社会化」がキャッチフレーズでした。2014年、医療介護総合法が成立しまして介護保険法が改正され、保険あって介護なし、社会保障を自助・互助・共助の制度へ変質させるという改悪が行なわれました。一つは、要支援1・2の通所介護、デイサービスです。そして、訪問介護を保険給付から外し、2017年までに自治体が主体の新総合事業に移行させるということです。NPOやボランティア頼みの介護に切り替えなさいという制度改悪は、サービス切り捨てそのものです。要支援1・2の介護保険給付の実態は、通所介護では526軒、約1,590万円。訪問介護では366軒、約615万円。合わせて2,200万円となっております。私は、現在の要支援者のサービスを

継続して実施するように強く求めます。介護保険料についても値上げとなりました。標準額が月 1,000 円の引上げで月 6,000 円。滞納者も出ています。上がり続ける介護保険料を抑える手立てを求めます。そのほか、特養ホームへの入所を原則要介護 3 以上に限定いたしました。これは、軽度者を施設サービスから排除するもので、特例を認めたとしても限定されてしまいます。介護難民の事態は改善されません。さらに、27 年度は、一先ほども質疑いたしましたが一 個人所得が 160 万円以上の層には 2 割の利用料が導入。低所得者が介護施設を利用する場合、食費・居住費を軽減する補足給付も厳格化されました。私自身もこの手続きを経験いたしました。この対象であるかないかを判断するのに「施設入所をする本人と配偶者の預貯金、有価証券、たんす預金も全て財産を役場の窓口を持ってきなさい、職員がそこでコピーをする」という作業があるのです。プライバシーも何もあったものではないと、私は非常に怒りを覚えました。まさにマイナンバー制度を先取りしたやり方ではないでしょうか。このようなやり方は中止するように国に意見を上げてください。私は、給付削減と負担増をますます押し付ける介護保険制度に反対と申し上げて討論いたします。

議長（草津 進）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第 4 号について採決いたします。

認定第 4 号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立 9 名、非起立 3 名）—

賛成多数です。よって、認定第 4 号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第 5 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第 5 号について採決いたします。

認定第 5 号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第 5 号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第 6 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第 6 号について採決いたします。

認定第 6 号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、認定第 6 号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第7号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

認定第7号について採決いたします。

認定第7号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、認定第7号については認定することに決定いたしました。

議長（草津 進）

認定第8号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成の方の発言を許します。

（4番）風巻光明

町立津南病院事業会計決算の賛成討論を行わせていただきます。

平成27年度の病院事業は、町人口が年々減少するなか、医業収益では、外来収益は若干増となりましたが、入院収益が大幅に減少してしまいました。そのため、過去最高となる一般会計からの補助金を投入し、黒字決算となりましたが、内容を見ますと27年度からの会計変更による賞与積立金の繰入金3,250万円とリース物件2,840万円の減価償却費を入れてトータル6,000万円を新規に会計に盛り込んだため、事業収益が前年より大幅に悪化したものとみております。しかし、給与・手当などの人件費の減、材料費の減、経費全般の減などを行い、努力が行われ、随所に損益改善に対し積極的な取組が表れておりました。また、新院長を迎え1年目でありましたが、当年度の病床稼働率の低下に伴い療養病床を休床し、看護師を最適に配置し、看護師不足の解消。また、歯科の廃止に取り組むなど、前年度の経営診断を基に将来に向けた病院経営の改革などを積極的に進められておりました。また、院長及び事務長をはじめとし、新生津南病院として構想を練り上げる年でもあり、次年度に向けた施策も着々と準備され、医療と介護連携による地域連携室や訪問診療を本年度いち早くスタートいたしました。さらに、医業収益の期待できる泌尿器科の診察日増や空いた療養病床を医療と介護の隙間を埋める事業の検討などにも着手しております。そして、懸案であります看護師確保のため、津南町の奨学金を利用している医療関係の学校に在学している学生と面談会を何回も開くなど積極姿勢が見られ、明るい兆しも見えてまいりました。新院長を先頭に事務長、看護師長など病院スタッフが、この経営の難局を乗り切るため、全員が一丸となって取り組んでいる姿勢もうかがわれました。今後も高齢化により病院経営が厳しい状況が予測されますが、自治体病院の使命である住民の健康と安心を担うとともに、住民サービスになお一層取り組まれることを期待し、本病院会計決算に賛成といたします。議員の皆様のご賛同をお願いいたします。

以上でございます。

議長（草津 進）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

認定第 8 号について採決いたします。

認定第 8 号について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立 11 名、非起立 1 名）—

賛成多数です。よって、認定第 8 号については認定することに決定いたしました。

日 程 第 9

報告第 3 号 健全化判断比率の報告について

日 程 第 10

報告第 4 号 資金不足比率の報告について

議長（草津 進）

報告第 3 号及び報告第 4 号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長（上村憲司）

報告第 3 号及び報告第 4 号を一括して提案理由の説明を申し上げます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化比率及び公営企業の資金不足比率について監査委員の審査に付し、議会に報告することが義務付けられているものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行いません。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、報告第 3 号及び報告第 4 号については終了いたします。

日 程 第 11

発議案第 4 号 津南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

発議案第 4 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(7番) 中山 弘

発議案第4号津南町議会委員会条例の一部改正について提案理由の説明をさせていただきます。

昨年の津南町議会議員選挙後、議会運営委員会及び議会全員協議会で検討を重ねてまいりました津南町議会委員会条例の一部改正です。委員の知識の発揚、委員会の活性化を図るため、常任委員の任期を2年に改正するものであります。

— (以下、資料に沿って細部の説明を行う。) —

議長 (草津 進)

これより質疑を行ないます。 — (質疑者なし) —

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第4号について、採決いたします。

発議案第4号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、発議案第4号については、原案のとおり可決されました。

日 程 第 12

発議案第5号 「介護離職ゼロ」に逆行する、さらなる介護保険の負担と介護保険給付外しに反対する意見書の提出について

議長 (草津 進)

発議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(11番) 藤ノ木浩子

『介護離職ゼロ』に逆行する、さらなる介護保険の負担と介護保険給付外しに反対する意見書であります。是非皆さんの賛同をお願いいたします。介護保険の2015年の改定については、先ほども私が討論の中で申し上げました。要支援1・2の訪問介護・通所介護を保険から外し、特養ホーム入所要件を3以上に限定するなど、重大な制度改正が実施されました。今、更に厚生労働省が要介護1・2の通所介護を介護保険から外して地域支援事業に、要介護1・2の訪問介護の生活援助や福祉用具・住宅改修を原則自己負担に、そして、65歳から75歳の利用料負担を原則2割にする法案を2017年の通常国会に提出しようとしています。この厚生労働省の方針に対して介護福祉の関係者は、「独居や高齢者だけの世帯が増えている。負担増となれば、サービスが必要なのに利用を控える人が出る。そのために介護度が重くなるおそれがある。」と大変危惧をしております。要支援1・2と要介護1・2の認定者は、合わせますと全国で65%を占めています。高い介護保険料を払っているのに65%の人を保険給付の対象外にするというのは、介護保険制度そのものを大変

質させるものではないでしょうか。今、求められているのは、大型公共事業（ではなく）…私はここを『バラマキをやめ』というふうに書きました。公共事業を否定するものではありません。しかし、大型公共事業に国がつぎ込んでいるのも事実でありますので、国民生活に必要な社会保障の財源を最優先に確保し、介護離職ゼロの公約を守ることはもちろんであります。誰でも安心して受けられる介護保険制度を充実させ、今求められている介護職員の待遇改善をすることが重要かと思ひ、津南町議会からも是非意見書を上げていただきたく提出をいたしました。是非とも皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（5番）恩田 稔

お分かりでしたら教えていただきたいと思うのですが、今「65%の人がそうになっていますよ。」というお話でしたけれども、それは国なのですよね。国レベルですよね。まず、津南町がどうなっているのか、それがまず1点。何%なのか教えてください。それから、私も藤ノ木議員の言っていることは非常に分かるのですよね。一方で、先ほど町長も答弁したようなこともあることも私はそのとおりで思っているのです。そのなかで「今、求められているのは大型公共事業（ではなく）」ということですが、これは具体的にはどれくらいのもので大型公共事業なのか。どのようにお考えか、まずそこをお聞かせください。

（11番）藤ノ木浩子

津南町では、要支援1から要介護2までが57%でした。決算資料の中を見れば分かります。どのくらいのが大型公共事業…細かい資料は全然ないのですけれど、この全文の中のJR東海リニア新幹線建設というのも、巨額の公費が投入されるということ。それから、大型クルーズ船の港湾建設。選挙が終わりまして、安倍首相は28兆円の経済施策をこれから出してくると思うのですけれど、そういうものですか。そういうものが優先なのか。それを下にしても社会保障としての、これだけ介護保険制度でできたわけじゃないですか。その対象者を外していく、自己負担にさせる。ボランティアやNPOというものにお願いしますと。今までは専門家の方がいたのに、今度はボランティアでいいんですよということ。やるやり方に私はとても賛成できるものではないし、保険制度ではなくなるのではないかという思いがあるので、是非声を上げていきたいということで提出しました。

（5番）恩田 稔

よく分かりました。今、28兆円の経済対策という話が出ましたけれど、この議会でもそうですし、毎回議会で津南町も「域内所得はどうするんだ。」と「雇用の場はどうするんだ。」と。津南町においても公共事業というのは、大変大きいものというのは御理解いただけると思うのです。そういうものに的を当てて。私はまだほかにも当然、行政改革とかいろいろなことがあると思うのです。でも何か、「いわゆる公共事業をやっているから、こっちに金が来ない」という、どうもそういったことを言いたいようになっているので、私はそれは

ちょっとどうかなと思うのです。津南町にも、そういう無駄な公共事業はあるというふうにお考えですか。

(11 番) 藤ノ木浩子

私は公共事業を全部否定するわけではないし、津南町にきた公共事業が無駄なものって…今すぐ出てきませんけれど、新幹線や港みたいなそういった大きな公共事業はないと思うのです。だから、公共事業を私は否定しているわけではないのです。この巨額のこういった事業をできるのであれば、社会保障を減らさなくてもいいじゃないですか。確かちょっと数字が私のうろ覚えで申し訳ないのですが、介護保険制度は国全体では 10 兆円だと思ったのです。その半分は保険料です。国民ですよ。10 兆円は国民が負担し、半分は国と町と県ですよ。そうすると、国の負担というのは、確か 2 兆円くらいだと思ったのです。それを考えれば、じゃあどこにやはり皆さんの税金を使うか。わざわざ介護保険制度を、これまでに創り上げてきたものを、わざわざ対象者を外すようなことをしてまで公共事業をするのかって、私は。大型公共事業ですよ。本当に今それをしなければ、大型公共事業をできないんだということなのではないでしょうか。そこがちょっと。

(5 番) 恩田 稔

話がちょっと食い違うのですけれども、私は前段の部分については、やはりそういうふうにしてやらなくちゃいけないと思うのです。だけど、その方法として、こういった…どうもこれを見る限りでは、公共事業が…何と言いますか、そっちに金を使いすぎているんだと。でも、リニアモーターカーにしたって、当初夢みたいな所から出たものですよ、はっきり言って。「そういったものにはもうするな。」ということであると、じゃあ我々がもっとこれから「ここを良くしたい。」ということ —それが大型公共事業に入るか入らないのか分かりませんが— そういったことまで潰してしまうような感じもします。それが一つ。あとは、今、地方の中山間地はみんな一緒に大変だと思うのです。もう毎回毎回ですけれど、地域の中でどうやって稼ぎ出すか、そういう声をどうして作るかというように、日本中の中山間地はそうだと思うのですよ。そういう積み重ねも私はあると思うのですよ。だから、議員の皆さんに賛同していただきたいということであれば、私は上のほうだけ出せばよかったんじゃないかと思うのです。それをなぜわざわざ「そういった公共事業が駄目なんだ。」みたいなことまでここに書いたのかなと思いましたので、ちょっと質疑したのですけれども。前段の部分は、私は言っている（ことも分かるし）本当にそのとおりだと思うけれど、余りそういったことに決めつけてやると、また自分たちも逆に、そういった保険料を稼ぎ出したり、あるいは補助をする財源もやはり自分たちもあげていかなくてはいけないんじゃないかと私は思うのですけれども。その点についていかがですか。

(11 番) 藤ノ木浩子

私は、介護保険を利用している方も —私たちは 40 歳から介護保険料を払っていますよね— 十分払って、利用できる人が利用する制度だと思いますが、お金のない人はやはり

利用しにくい制度だと思っています。考え方が違うのかもしれませんが、大型の公共事業をやるお金があるのであれば、ここを削るなど。社会保障にもっと財源を確保してくれということなのです。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（3番）石田タマエ

反対の立場で討論いたします。今ほどの質疑等々にもありました全体の介護保険制度に対しては、賛同するというような意見が多いと感じておりますので、あえて反対討論をさせていただきます。

国は、社会保障の財源確保が大きな課題であることは、御承知のとおりです。高齢社会を乗り切っていくためには、「入りを量りて出づるを制す」の基本原則によって安定した財源確保が求められます。介護保険制度も社会情勢によって3年ごとに見直しがされており、2015年にも大幅な改正がなされました。大きな改正点は、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化です。地域包括ケアシステムの構築とは、地域の高齢者を支えるための地域づくりを目指した改正だと認識します。そのために、地域ケア会議を核として地域の実情に合った高齢者支援策、特に介護予防策を探り、不足している地域資源を築いていくことなど、市町村の施策に結び付けることを目的としています。平成30年度から居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村へ移ることも、今後、各市町村での権限において画一的なサービスではなく、地域に合った高齢者支援策を構築していくことが求められています。そのなかで要支援1・2のサービスの一部を介護保険の予防給付から市町村事業へと移行したことは、サービスを受けられなくなったということではなく、住み慣れた地域で生活を継続できるように、その地域に合った在宅医療と在宅介護の連携、介護予防、日常生活支援等の仕組みを各地域で構築していくための改正と理解できます。また、決算説明でもありましたが、市町村がこれらの実施する事業については、一定割合で国県の負担があることも理解しなければなりません。また、特養への入所要件が原則要介護3以上とされたことは、現状、要介護1・2の入所率が1割弱程度であり、現状に沿った改正であります。しかし、特例としてやむを得ない事情がある場合は、入所が認められる仕組みになっています。今回、改正の施設入所を原則要介護3以上としたことで、入所できる施設の定員が減ったわけではありません。施設に入りたくても入れないということとは別の問題です。重度の要介護者を優先しようとするもので、入所施設を減らすということではないことをしっかりと認識しなければならないと考えます。入所希望者が少なく、ベッドが空いていても軽度の人を入れられないということでは全くありません。また、費用負担の公平化を図るために低所得者の保険料軽減割合を拡大していることも理解しなければなりません。一定以上の所得がある利用者の負担割合を2割とし、例え1割でも負担が困難な

利用者への配慮が今回拡大されたことは、互いに支え合う介護保険制度の真の目的に沿っていると考えられます。なお、住宅改修原則自己負担、65歳から75歳の利用料負担割合を原則2割にする法案が2017年度に国会提出されるかのように言われていますが、具体的にはまだ検討段階であり、拙速な判断をするべきではないと考えます。むしろやるべきは、今後進める地域包括ケアシステムの進捗に注視していくべきと考えます。さて、財源確保はどうするのか。公共事業は、主に災害復旧や防災のための工事やインフラ整備です。いずれも生活をしていくためには、必要不可欠です。特に地方では、公共事業が地域経済に与えている影響も大きなものがあります。

以上のことから、今意見書提出に反対するものです。賛同をお願いいたします。

議長（草津 進）

次に原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

発議案第5号について採決いたします。

発議案第5号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立7名、非起立5名）—

賛成多数です。よって、発議案第5号については原案のとおり可決されました。

日 程 第 13

請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書

議長（草津 進）

請願第5号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長（大平謙一）

北陸信越索道協会より提出されました請願について9月12日の議会終了後、委員会を開き、検討いたしました。この軽油取引免税につきましても、スキー場のゲレンデ圧雪車の燃料、除雪車の燃料に掛かる免税軽油制度の継続を求める請願です。索道業界に対する軽油取引免税措置は、10年に渡る粘り強い運動の成果として平成11年度に認められたものです。平成21年度改正で道路特定財源から一般財源にされ、それに伴い免税軽油制度が平成24年3月末で廃止されるので、国の関係機関へ要望書を提出。免税軽油制度の継続要望が閣議決定され、3年間延長の時限立法が2回延長されております。今回は平成30年3月末で終了します。経営状態の厳しい索道業界には、免税軽油制度の存続が必要とされております。この制度は、農機具にも適用されており、農家の皆様も使っている制度です。慎重審議の結果、この制度の存続を求めるためにも採択が必要ということで、全員一致で採

択を決定いたしました。議員の皆様のご賛同をお願いします。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

請願第2号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第2号について採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は採択です。請願第2号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日 程 第 14

発議案第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第6号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

（9番）大平謙一

意見書の提出理由の説明ですが、先ほど審議内容を説明したとおりです。平成30年3月末で廃止されると重大な影響を受けます。冬季観光産業に大きな負担となり、津南町にとっても多大な影響があると判断し、全員一致で意見書の提出を採択いたしました。議員皆様のご賛同をお願いします。

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第6号について採決いたします。

発議案第6号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 15

陳情第3号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書」の採択に関する陳情

議長（草津 進）

陳情第3号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

私学高校への助成充実を求める陳情につきましては、8月15日、「新潟県私学の公費助成をすすめる会」から受理いたしました。陳情第3号につきましては、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。陳情趣旨につきましては、皆様にあらかじめ配布しておりますので、簡単に御説明いたしたいと思っております。県内の私立高校は、平成22年から実施された国の就学支援制度と県独自の学費軽減助成により、授業料など保護者の負担は一定に軽減されました。しかし、そのほか初年度の入学金を除いても年間約10万から31万円の負担増となっており、この格差をなくしていくためには、更なる県独自の学費軽減助成の拡充が求められます。また、私立高校への経常経費の助成が2分の1以内限定されているため、公立基準を下回る専任教員の中で極めて過密な勤務状況を強いられております。したがって、経費助成の一層の増額が必要であります。そこで、陳情事項は「1、地方自治法第99条の規定により『学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私学高等学校への助成の充実を求める意見書』を採択のうえ関係機関に意見書の提出を行っていただきたい。」とのこととございます。次に、委員会の審査でございます。9月12日に当委員会において審査を行いました。委員会での意見を申し上げます。賛成意見としては、「今は、高校へは殆どと言っていいほど全員が進学している。学ぶ場を保証することが必要。格差を極力小さくし、私学と公立の両輪で学ぶ場の確保が必要である。」二つ目は、「経常経費の助成が、私立高校は2分の1になっているので、職員にはしわ寄せが行っている。したがって、更なる経費助成が必要。」。慎重派意見につきましては、「私学には、スポーツに力を入れている学校もあるため、全て公立並みとはいかないこともある。ただ、公立に行けなくて私学を選択した生徒のことも考慮しなければならない。」。二つ目は、「私学には、一部利益追求の学校もある。公立同じように補助することは、一考すべきである。」というような以上の意見がございまして、最終的に採決を行いました。結果、全員賛成で総文福祉常任委員会としては、本陳情を採択といたしました。以上でございます。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第3号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第3号について採決いたします。

陳情第3号に対する委員長報告は採択です。陳情第3号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立1名）—

賛成多数です。よって、陳情第3号については委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日 程 第 16

発議案第7号 学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第7号を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

（4番）風巻光明

ただ今の陳情に多くの方の御賛同をいただきまして、ありがとうございました。陳情のとおり意見書を国及び新潟県に提出したいと思っております。内容については、殆ど陳情の内容と同じでございますので、省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—
質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。
発議案第7号について討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
発議案第7号について採決いたします。
発議案第7号について原案に賛成の方の起立を求めます。
—（起立11名、非起立1名）—
賛成多数です。よって、発議案第7号については原案のとおり可決されました。

日 程 第 17

陳情第4号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する陳情

議長（草津 進）

陳情第4号を議題といたします。
委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

それでは、新潟水俣病全被害者への救済の陳情について御説明いたします。

8月17日に新潟水俣病阿賀野患者会より受理いたしました陳情第4号につきましては、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。皆様御存じの方も多いと思いますが、水俣病は、メチル水銀加工物に汚染された魚介類を食べたことにより起きる中毒性の神経系疾患でございます。これは、日本の高度成長期に川や海へ工場排水として水銀が排出されたあと、食物連鎖で魚などに濃縮蓄積され、それを食べた住民が全身けいれんなど日常生活ができないような被害を受けたものであります。次に、陳情内容につきましては、皆

様にあらかじめ配布してあるものでありますので、簡単に趣旨について説明いたします。新潟水俣病は、公式確認から 51 年が過ぎました。この間、5 回の訴訟が行なわれています。最高裁は、2 度にわたって認定基準に認められなかった被害者を認定し、国や加害企業に賠償を命じました。また、本年 6 月末現在、167 名が新潟県・新潟市に認定申請をしており、新潟水俣病問題はまだ終わっておりません。一方、新潟県知事は今なお潜在患者が相当数いることを踏まえて、全ての被害者が救済を受けることのできる「ふるさとの環境づくり宣言 2015」を発表いたしました。さらに、水俣病措置法の救済判定をめぐっては、国は「異議申立ができる行政処分に当たらない。」という見解を示していますが、県は異議申し立てを認め、行政不服審査法に基づいて審議を行っています。この件は、行政法学者が「国の見解は、凡例・通説に反する。」と指摘しています。つきましては、「国会並びに政府に対して 5 項の意見書を提出されるように陳情いたします。」という内容です。5 項目ありますけれども、簡単に説明します。1 項目は、水俣病の解決にむけ、被害者、国、加害企業など関係者が話し合いの場を設けること。二つ目は、平成 21 年に成立した水俣病特措法第 37 条に定めている「流域住民の健康被害実態調査」を速やかに実施することなどがございます。本陳情につきましては、今まで阿賀野川流域の 4 市町村に提出されていましたが、本年、新潟県の全市町村で認識を共有してもらうために、現在まで 8 市町村で可決・採択しております。今後、更に拡大し、12 市町村をお願いするものであり、新潟県全市町村への陳情は 20 年ぶりと聞いております。次に、委員会の審査についてであります。8 月 12 日に当委員会で審査を行いました。賛成意見のみでございました。「新潟県の問題であり、全市町村で解決にむけて行動するのが当然である。」。二つ目、「いまだ苦しんでいる人が多くおり、救済するのは当然だ。」。三つ目、「差別問題などで名乗り出ない人もいと聞いている。周りの人の理解も必要で、名乗り出られるような環境づくりをやらなければならない。」というようなことで、反対意見はありませんでした。以上のことにより採決を行いました。結果、全員賛成で総文福祉常任委員会としては、本陳情を採択といたしました。以上でございます。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第 4 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第 4 号について採決いたします。

陳情第 4 号に対する委員長報告は採択です。陳情第 4 号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、陳情第 4 号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日 程 第 18

発議案第 8 号 新潟水俣病全被害者の救済と問題解決に関する意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第 8 号を議題といたします。
提出者の説明を求めます。

（4 番）風巻光明

本陳情を全員賛成で可決いただきまして、ありがとうございました。したがって、意見書の提出を行わせていただきたいと考えております。内容につきましては、もう既に皆様に案を配布してありますとおりです。地方自治法 99 条により、意見書を提出したいと思っております。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣の方々でございます。意見書の提出について、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—
質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。
発議案第 8 号について討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
発議案第 8 号について採決いたします。
発議案第 8 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—
全員賛成です。よって、発議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 19 議員派遣の件について

議長（草津 進）

議員派遣の件についてを議題といたします。
お諮りいたします。
会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—
異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布のとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 20 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。
各委員長から会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布のとおり、閉会中の調査・審査の申出がありました。
お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（草津 進）

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（上村憲司）

平成 28 年第 3 回津南町議会定例会であります。閉会にあたり一言御挨拶を申し上げさせていただきます。9 月議会は、いわゆる前年度の決算議会であります。決算を審議し語ることは、すなわち、新年度に向けての予算編成の最も基礎となる。私どもはそう受け止めておりまして、極めて注視をする議会の一つであります。そうした議会を議員各位におかれましては、本当に真摯に御議論をいただき、御検討をいただきましたことを町民を代表させていただき、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。お疲れ様でありました。今議会中、私は 一個人的なお話をするのは余りよくないかもしれませんが、余りに衝撃的なことがございました。我が国の国会議員の方が、御案内のとおり二重国籍であったという事実。一私は法律的に合っているかどうかというのは全く、専門家に意見を委ねさせていただきますけれども、その国籍が、今我が国と領土の占有権というものを争っておる、そういった相手である。そういった方が、私たちの全く知らないうちに国の大臣まで経験しておられたという事実についてでありました。良し悪しの判断は、様々な考え方があって然るべきと思っておりますけれども、そういった現実が突如として現れたということについて、私は本当に衝撃を受けました。そういったことが、まだまだあるのかな、というような思いもいたしたところでありますけれども、閉会中、新潟県知事選も行われるということでもあります。また大きな私どものかじ取り、そうしたものを選ぶ選挙であります。議員の皆様をはじめ町民の皆様方が真摯にそうしたことを見つめることができますように心から御期待・御祈念を申し上げ、改めて、繰り返しになりますが、議員各位に日頃の行動に対し深甚なる敬意を表させていただいて、一言の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（草津 進）

これにて平成 28 年第 3 回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午前 11 時 32 分）—